

## 広報南あわじ広告掲載取扱要領

平成19年2月20日

告示第 16 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発行する広報南あわじへの広告（以下「広告」という。）の掲載について、南あわじ市広告掲載要綱（平成19年南あわじ市告示第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の原則)

第2条 広告の掲載は、広報記事が多く、紙面に広告を掲載する余裕がない場合を除いて行うものとする。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、ページの下一段（1ページから3ページまで及び最終ページを除く。）とし、掲載するページは、市長が決定する。ただし、臨時発行の広報南あわじの場合は、その編集状況に応じて市長が決定するものとする。

2 広告は1色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

(広告の種類)

第4条 掲載の種類は、一段通し（以下「1種広告」という。）又は二分の一段通し（以下「2種広告」という。）の2種類とする。

2 広告の大きさは、1種広告にあつては、縦4.5センチメートル、横18センチメートルとし、2種広告にあつては、縦4.5センチメートル、横9センチメートルとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載1回あたりの広告掲載料は、1種広告にあつては1枠当たり3万円、2種広告にあつては1万6,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、連続して6箇月以上又は1年間に6回以上の広告を掲載しようとするときは、1回あたりの広告掲載料を1種広告にあつては2万円、2種広告にあつては1万1,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、広告の掲載を希望する広報南あわじ（以下「掲載号」という。）の発行日の40日前までに、広報南あわじ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、広告内容を判読できるデザイン等の資料を添えて市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、掲載号発行日の20日前までに、広報南あわじ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込みがある場合は、広告掲載を希望する月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 市の出資法人、市の施設の指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業者等

（広告原稿の提出）

第8条 広告原稿は、完全版下原稿とし、市長が指定した期日までに提出するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

広報南あわじ広告掲載申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

㊟

連絡先 担当部署・氏名

電話

FAX

電子メール

広報南あわじに広告を掲載したいので、広報南あわじ広告掲載取扱要領第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告掲載記事	(タイトル)
広告希望規格	<input type="checkbox"/> 1種広告（縦4.5cm×横18cm） <input type="checkbox"/> 2種広告（縦4.5cm×横9cm）
掲載希望号	年 月号から 年 月号まで（計 回）

備考

- 1 広告原稿案、デザイン案を添付してください。
- 2 申請者の事業概要がわかる資料を添付してください。
- 3 南あわじ市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様式第2号（第7条関係）

広報南あわじ広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長



年 月 日付けで申請のありました広報南あわじ広告掲載につきまして、次のとおり決定したので、広報南あわじ広告掲載取扱要領第7条第1項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
掲載規格	<input type="checkbox"/> 1種広告（縦4.5cm×横18cm） <input type="checkbox"/> 2種広告（縦4.5cm×横9cm）
広告掲載号	年 月号から 年 月号まで（計 回）
広告掲載料	円
広告掲載料の納期限	年 月 日

注意

- 1 広告掲載料は、納期限までにお支払いください。
- 2 広告原稿をデジタルデータ又は紙原稿で作成のうえ提出してください。  
デジタルデータのファイル形式は、EPS、PDF 又は JPEG のいずれかでお願いします。EPS の場合、必ずフォントをアウトライン化してください。JPEG の場合、できるだけ低圧縮・高画質のものを提出してください。マッキントッシュで作成の際は、必ず拡張子を付けてください。デジタルデータは、アドビフォトショップ（Windows 版）でグレースケールに変換し、印刷します。  
紙原稿の場合は、必ず黒インクまたはこれと同等の濃さで作成し、中間色は避けてください。提出原稿をそのままスキャナーで読み込み、デジタルデータ化します。この場合、画像が多少劣化することをご承知ください。
- 3 広告欄には、市が作成する枠が付くことを前提にしてデザインしてください。
- 4 校正漏れによる内容の不備については、市はいかなる補償も行いません。